

昭和村告示第 1 3 4 号

令和 7 年 7 月 1 7 日付け昭和村告示第 9 8 号により告示した昭和農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

昭和村の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、下記の縦覧期間満了の日までに、昭和村に意見書を提出することができる。（提出された当該意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告する。）

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に昭和村にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

昭和村長 高橋 幸一郎



1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和 7 年 1 1 月 1 9 日（水）
至 令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木）

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

昭和村役場 産業課
昭和村大字系井 3 8 8 番地

3 意見書の提出

（1）提出先

昭和村役場 産業課（休日にあつては当直室）
昭和村大字系井 3 8 8 番地
電 話：0 2 7 8（2 4）5 1 1 1
F A X：0 2 7 8（2 4）5 2 5 4

（2）提出方法

書面により、持参、郵送、F A X のいずれかの方法で提出すること。
なお、電話による意見は受け付けない。

（3）提出にあたっての注意事項

意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。

- ① 意見書提出者の住所、氏名（法人にあっては、法人名、代表者名、主たる事務所所在地）
- ② 意見書に係る農業振興地域整備計画の変更案
- ③ 意見の内容
- ④ 意見書の提出年月日

4 異議の申出

（１）申出先

昭 和 村 役 場 産 業 課
昭 和 村 大 字 糸 井 ３ ８ ８ 番 地
電 話：０ ２ ７ ８ （ ２ ４ ） ５ １ １ １

（２）申出方法

書面により、持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

（３）申出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。

この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付すること。

- ① 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ② 異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ③ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ④ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日
- ⑤ 異議申出の趣旨及び理由
- ⑥ 昭和村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ⑦ 異議申出の年月日